

競輪補助事業について

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

移乗や立ち上がり等が困難な利用者様や身体的に負担がかかりふらつきや転倒などのリスクがある利用者様が多く、それを支える職員も狭い車両内での介助は困難なことも多いため、車いすのまま移動が可能な福祉車両が必要不可欠であり、また、田舎道で木戸口も狭い住宅も多く、軽自動車でなくては送迎が難しいため、補助事業を活用し車椅子のまま乗車できる軽自動車を導入する。

(2) 事業内容



軽自動車（スズキ・エブリィワゴン）の後部座席を改造し、車椅子のまま乗車できるようになっている。

乗降時には電動ウインチベルトを利用し、負担を感じることなく移動を行うことができる。

上記車両を導入したことにより、転倒などのリスクも少なくなり車椅子のまま乗車できるため乗降時の負担が軽減され、安心安全に送迎や病院受診などの送迎サービスに利用することが出来るようになった。

2. 予想される事業実施効果

高齢である利用者様が送迎や外出などの長時間の移動でも負担に感じる事が少なく過ごすことが出来る。